

# きたあきた暮らし 応援します！ 奨学金返還支援制度

北秋田市では、移住・定住促進の一環として、奨学金の返還額の一部を助成し、将来を担う若者の「きたあきた暮らし」を応援しています。

また、秋田県でも同様の支援制度があり、北秋田市と秋田県のいずれの受給要件も満たす方については、希望に応じた受給方法の選択が可能です。

- ①市と県の助成を同時に受給する『併用型』
- ②県の助成が終了して市の制度を受給する『連動型』

北秋田市と秋田県の制度概要を以下のとおりまとめました。本リーフレットに記載する以外にも細かい規定がありますので、北秋田市または秋田県の担当までお問い合わせください。

## 1. 対象となる奨学金・学校

北秋田市 下記のうち2口まで対象とする	秋田県 下記のうち1口まで対象とする
＊奨学金の種類 ①日本学生支援機構の奨学金(第1種、第2種) ②秋田県育英会の奨学金(大学月額、高等学校等、多子世帯向け) ③北秋田市奨学資金 ④社会福祉法人秋田県社会福祉協議会の教育支援資金 ⑤地方公共団体等の奨学金 ※上記奨学金を貸与後の返還において、約定分の元金及び利息を対象とします。	＊奨学金の種類 ①日本学生支援機構の奨学金(第1種、第2種) ②秋田県育英会の奨学金(大学月額、高等学校等、多子世帯向け) ③県内市町村の奨学金等 ※上記奨学金を貸与後の返還において、約定分の元金及び利息を対象とします。
＊学校 ・大学、短大、大学院、高等専門学校、専修学校、高等学校、特別支援学校等	＊学校 ・大学、短大、大学院、高等専門学校、専修学校、高等学校、特別支援学校等

## 2. 対象者

北秋田市 ①と②のいずれかの条件を満たす方が対象	秋田県 (1)と(2)のいずれの条件も満たす方が対象
①新卒者(中途退学者含む) 平成27年4月1日以降に北秋田市に住民登録(または継続して登録)し、北秋田市に居住し通勤可能な勤務地で就労する新卒者または中途退学した方で平成27年4月1日以降に奨学金の返還が開始する方 ②既卒者(中途退学者含む) 平成27年4月1日以降に市外から転入(転入した時点で市外居住実績が1年以上)し、北秋田市に住民登録して通勤可能な勤務地で就労する奨学金を返還中の45歳未満の方 ※転勤を条件とした雇用で人事異動により本市に住民登録をする、または研修等で一時的に住民登録をする場合は対象外となります。ただし、特例として北秋田市に居住し通勤できる範囲内の異動に限られる場合等で5年定住の意思のある方については、通勤可能か詳細を確認したうえで「定住誓約書」を提出していただいた方のみ対象とします。	(1)定住に関する要件 ①令和4年度以降に大学・高校等を卒業または中途退学し、令和5年4月以降に定住の意思を持って秋田県内に居住していること ②令和3年以前に大学・高校等を卒業または中途退学し、令和5年4月1日以降に秋田県外から秋田県内に転入した方で、次のア、イいずれかの要件を満たしていること ア)転入時点で通算して1年以上秋田県外に居住し、定住の意思を持って秋田県内に居住していること イ)秋田県での就職決定前にAターン希望登録済で、定住の意思を持って秋田県内に居住していること (2)就労に関する要件 令和5年4月1日以降に就労した方で次のア～エのいずれかに該当すること ア)秋田県内に本社がある企業等に雇用されていること イ)秋田県外に本社がある企業等に、主要な勤務地を秋田県内に定めて雇用され、かつ県内事業所・事務所で就労していること ウ)秋田県外に主たる事業所又は事務所を有する企業等に雇用され、かつ秋田県内に居住しリモートワーク等で勤務していること エ)秋田県内で新たに起業しているか、農林漁業等に従事していること

注)北秋田市と秋田県ともに、国・地方公共団体の公務員として正規に雇用されている方(非常勤職員、臨時的任用職等は制度の対象としますが、職名にかかわらず正職員の給料表が適用される方は制度の対象外となります。)、または、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人等に正規に雇用されている方は対象外となります。

### 3. 助成期間および助成率

北秋田市	秋田県
* 助成期間 交付初年度から最大で60ヶ月分(5年間)を助成	* 助成期間 ・奨学金貸与期間が3年を超える場合:3年間 ・同2年以上3年以下の場合:2年間(24ヶ月) ・同1年以上2年未満の場合:1年間(12ヶ月) ・同1年未満の場合:1年間(賞与を受けていた月数分)
* 国家資格に基づく就労の場合 年返還額の1/2(助成金の上限額年20万円) * 上記以外で就労している場合 年返還額の1/3(助成金の上限額年13万3千円)	* 一般分 年返還額の2/3(助成金の上限額年13万3千円) * 未来創生分 年返還額の10/10(助成金の上限額年20万円) ※ただし、特定5業種に就職し、一定の要件を満たす方 詳しくは下記の「4」をご覧ください。

注)市と県のいずれの条件も満たし『併用型』を受給される場合は年返還額から県の助成金額を除いた残りの額に対し市の助成率(1/2 または 1/3)を乗じて算出をすることになります。

### 4. 北秋田市が規定する国家資格・秋田県が規定する特定5業種及び一定の要件

北秋田市 国家資格	秋田県 特定5業種・一定の要件																
* 要綱に規定する国家資格  医師 歯科医師 公認会計士 税理士 弁護士 司法書士 行政書士 宅地建物取引主任者 建築士 土地家屋調査士 測量士 測量士補 中小企業診断士 社会保険労務士 旅行業務取扱管理者 精神保健福祉士 社会福祉士 介護福祉士 保育士 栄養士 管理栄養士 薬剤師 看護師 保健師 助産師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 歯科衛生士 歯科技工士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 視能訓練士 土木施工管理技師 建築施工管理技師 電気工事士 柔道整復師 あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師(これら以外で市長が認める国家資格)	* 特定5業種 ①航空機 ②自動車 ③医療福祉機器 ④情報 ⑤新エネルギー * 一定の要件 下記のア)～ウ)のいずれかに該当すること ア)理系の学科(理学・工学・農学・保健)を修めた大学(短大は含まない)・大学院卒業の方 イ)外国語について、次に掲げる資格等を有する大学(短大は含まない)・大学院卒業の方 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>英語</td> <td>実用英語技能検定 TOEIC TOEFL iBT 国連英検</td> <td>準1級、1級 730点以上 80点以上 B級以上</td> <td>受験日から2年間</td> </tr> <tr> <td>韓国語</td> <td>韓国語能力試験 ハングル能力検定試験</td> <td>5級、6級 2級、1級</td> <td>成績発表から2年間</td> </tr> <tr> <td>中国語</td> <td>中国語検定試験 中国語コミュニケーション能力検定</td> <td>準1級、1級 700点以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロシア語</td> <td>ロシア語検定試験 ロシア語能力検定試験</td> <td>第1～4レベル 2級、1級</td> <td></td> </tr> </table> ウ)「工業」に属する学科を修めた高等専門学校卒業の方	英語	実用英語技能検定 TOEIC TOEFL iBT 国連英検	準1級、1級 730点以上 80点以上 B級以上	受験日から2年間	韓国語	韓国語能力試験 ハングル能力検定試験	5級、6級 2級、1級	成績発表から2年間	中国語	中国語検定試験 中国語コミュニケーション能力検定	準1級、1級 700点以上		ロシア語	ロシア語検定試験 ロシア語能力検定試験	第1～4レベル 2級、1級	
英語	実用英語技能検定 TOEIC TOEFL iBT 国連英検	準1級、1級 730点以上 80点以上 B級以上	受験日から2年間														
韓国語	韓国語能力試験 ハングル能力検定試験	5級、6級 2級、1級	成績発表から2年間														
中国語	中国語検定試験 中国語コミュニケーション能力検定	準1級、1級 700点以上															
ロシア語	ロシア語検定試験 ロシア語能力検定試験	第1～4レベル 2級、1級															

### 5. 北秋田市の制度と秋田県の制度に該当する方の受給シミュレーション ※併用型と連動型の比較

【既卒者(中途退学者含む) ※令和3年度以前に卒業または中途退学】 (単位:千円)

奨学金の返済金にか かる助成金交付年度	併用型		連動型		*シミュレーションの設定条件
	県 2/3	市 1/2	県 2/3	市 1/2	
認定年度(R6)		33	—	—	①奨学金を3年以上貸与、年間の返還額20万円、返還残期間10年、県の助成率2/3、市の助成率1/2 ②令和5年4月1日以降に北秋田市に県外から住民登録(登録時点で県外居住実績1年以上 ※確認はAターン登録やその他の書面等) ③北秋田市の居住地から通勤可能な勤務地で就労(秋田県内に本社のある企業等の事務所・事業所に勤務、秋田県外に本社があるが主要な勤務地を北秋田市の居住地から通勤可能な場所とする企業等に勤務するか起業・農林漁業を営むこと) ④北秋田市に住民登録する時点で45歳未満 ⑤奨学金を返還中
1年度目(R7)	133	33	133	—	
2年度目(R8)	133	33	133	—	
3年度目(R9)	133	100	133	100	
4年度目(R10)	—	100	—	100	
5年度目(R11)	—	—	—	100	
6年度目(R12)	—	—	—	100	
7年度目(R13)	—	—	—	100	
小計	399	299	399	500	
合計		698		899	

【新卒者(中途退学者含む) ※令和5年度中に卒業または中途退学】

(単位:千円)

奨学金の返済金にか かる助成金交付年度	併用型		連動型		*シミュレーションの設定条件
	県 2/3	市 1/2	県 2/3	市 1/2	
認定年度(R6)		17		—	①奨学金を3年以上貸与、年間の返還額 20 万円 (ただし初年度は 6ヶ月分)、返還残期間 10 年、 県の助成率 2/3、市の助成率 1/2 ②令和 5 年 4 月 1 日以降に北秋田市に市外から 住民登録(または継続して住民登録) ③北秋田市の居住地から通勤可能な勤務地で就 労(秋田県内に本社のある企業等の事務所・事 業所に勤務、秋田県外に本社があるが主要な勤 務地を北秋田市の居住地から通勤可能な場所と する企業等に勤務するか起業・農林漁業を営む こと) ④令和 6 年 10 月から奨学金の返還が開始 ※6ヶ月据置を想定した場合
1年度目(R7)	133	33	133	—	
2年度目(R8)	133	33	133	—	
3年度目(R9)	133	67	133	50	
4年度目(R10)	—	100	—	100	
5年度目(R11)	—	50	—	100	
6年度目(R12)	—	—	—	100	
7年度目(R13)	—	—	—	100	
8年度目(R14)	—	—	—	50	
小計	399	300	399	500	
合計		699		899	

■新卒者及び既卒者(どちらも中途退学者含む)の共通事項

注1)併用型の場合、市の助成額は助成対象となる返還金から県の助成金を除いた額に助成率を乗じた額となります。

注2)連動型を選択した場合、北秋田市の交付金の受給を終えるまで受給要件が維持されることが必要になります。

注3)表中、併用型は北秋田市と秋田県で交付初年度に1年のズレ、また、連動型は秋田県の交付最終年度と北秋田市の交付初年度が重なっていますが、これは助成金の交付時期が違うためです。

例えば、令和 6 年 10 月から奨学金の返還が始まる場合。北秋田市では令和 6 年度内(R6.10 月～翌年 3 月)の返還金に対し令和 7 年 3～4 月の間に助成金を交付しますが、秋田県では 1 年分(令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月)の返還金終了後の 2 ヶ月以内の令和 7 年 11 月の間に助成金を交付するといった交付時期の違いがあります。

なお、いずれも交付対象となる最初の返還金から北秋田市の場合は最大で 60 ヶ月、秋田県は最大で 36 ヶ月を交付する仕組みになっています。

6. 手続きの流れ

\*北秋田市奨学金等返還支援助成金 ※新卒者・既卒者共通 ①～③は毎年度手続きが必要

申請者→北秋田市 ※提出書類等	北秋田市→申請者 ※通知等
<p>①奨学金等返還支援助成金交付申請書                      ※毎年度 4 月 1 日～3 月 31 日までの間                      [添付書類]                      就労証明書、奨学金借入証書、奨学金の全償還額が分かる書面、国家資格に基づく就労の場合は国家資格の取得が確認できる書面、定住誓約書(特例適用の方のみ)、最終学歴の卒業年月を証明できるもの</p> <p>(連動型を選択した場合の手続き)                      市と県の制度の両方が対象になる方が秋田県の助成を受けたのち北秋田市の助成を受ける連動型を選択した場合、<b>奨学金等返還支援助成金の休止申請書</b>を提出していただきます                      [添付書類] 上記の交付申請時と同一のもの</p>	<p>・提出書類の審査                      ①交付決定通知書</p> <p><b>奨学金等返還支援助成金の休止承諾通知書</b>                      秋田県の助成金終了後に北秋田市の助成を受けるための通知となります。ただし、北秋田市からの受給が始まる前に受給要件を満たさなくなった場合、それ以前の県の受給期間中に市の要件を満たしていたとしても過去分を遡及した助成金は交付しません。</p>
<p>②返還完了報告書 ※3 月分の返還終了後                      [添付書類]                      助成対象となる奨学金を返還したことが分かるもの(領収書、引き落とし口座の写しなど)、就労報告書</p>	<p>②確定通知書                      ・提出書類の審査</p>
<p>③請求書の提出                      [随時]個人情報等異動報告書                      申請時点から次の内容に異動が生じる場合に提出                      申請書等の提出書類に記載する個人情報(氏名、住所、連絡先等)、就労情報(勤務先、勤務地、退職、解雇等)、奨学金の返還方法等</p>	<p>③指定口座へ振込み ※3月末～4月                      提出内容の確認                      必要に応じた事情の聞き取りを実施</p>

＊秋田県奨学金返還助成金

令和6年3月末に大学を卒業し、同年4月1日に県内に就職、同年10月から奨学金の返還が開始される助成期間3年のケース

	申請者→秋田県 ※提出書類等	秋田県→申請者 ※通知等
就職1年目	<p>R6.4 ～ R7.3</p> <p>＊認定申請書 〔添付書類〕 住民票、貸与額・返還計画等の資料、個人情報提供同意書、特定学科卒・外国語資格等の証明書</p>	<p>＊申請書、添付書類の審査 ＊助成対象者と認定 ＊交付申請、請求時期を通知</p> <p>県内本社企業等就職者で、最初の勤務地が県外の方の助成は、県内に定住し、県内で就労する期間の返還分から対象とします。</p>
	<p>最初の勤務地が県外の場合、その旨も同時に提出</p> <p>R6.10</p> <p>……………奨学金返還開始……………</p>	
就職2年目	<p>R7.10 ～ R7.11</p> <p>＊交付申請 〔添付書類〕 返還実績等の資料 ＊請求書</p>	<p>＊交付申請、添付資料に基づき定住・就労の要件、奨学金の返還実績を審査 ＊適正であれば助成金を交付決定し請求書に基づき助成金を交付</p>
	<p>1年分の返還完了の翌月から2か月以内</p>	
就職3年目	<p>R8.10 ～ R8.11</p> <p>＊交付申請 〔添付書類〕 返還実績等の資料 ＊請求書</p>	<p>＊交付申請、添付資料に基づき定住・就労の要件、奨学金の返還実績を審査 ＊適正であれば助成金を交付決定し請求書に基づき助成金を交付</p>
	<p>1年分の返還完了の翌月から2か月以内</p>	
就職4年目	<p>R9.10 ～ R9.11</p> <p>＊交付申請 〔添付書類〕 返還実績等の資料 ＊請求書</p>	<p>＊交付申請、添付資料に基づき定住・就労の要件、奨学金の返還実績を審査 ＊適正であれば助成金を交付決定し請求書に基づき助成金を交付</p>
	<p>1年分の返還完了の翌月から2か月以内</p>	

各種書類の送付・持参先・お問い合わせ先

〔北秋田市〕 北秋田市役所産業政策課  
移住・定住支援室  
〒018-3392 北秋田市花園町 19-4  
TEL0186-62-8002 FAX0186-63-2586  
Email [iju@city.kitaakita.akita.jp](mailto:iju@city.kitaakita.akita.jp)



〔秋田県〕 秋田県庁移住・定住促進課  
奨学金返還助成担当  
〒010-8570 秋田市山王 4-1-1 県庁舎 5F  
TEL018-860-3751 FAX018-860-3871  
Email [iju@pref.akita.lg.jp](mailto:iju@pref.akita.lg.jp)



◆募集要項のほか、様式、記載例、Q&Aなど詳しい情報は、秋田県就活情報サイト「KocchAke(こっちゃ け)」の特設ページからご確認ください。